

電子提供措置の開始日2025年11月26日

**第10回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

株式会社グローバルキッズCOMPANY

【目次】

当社第10回定時株主総会招集ご通知に際しての交付書面省略事項

<事業報告>

主要な借入先の状況	1
新株予約権等の状況	1
会社役員の状況	1
・責任限定契約の内容の概要	
・社外役員に関する事項	
会計監査人の状況	3
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	4
剰余金の配当等の決定に関する方針	11

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書	12
連結注記表	13

<計算書類>

株主資本等変動計算書	28
個別注記表	29

1. 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,142百万円
株式会社りそな銀行	2,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,654百万円
株式会社三井住友銀行	247百万円

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	石井 光暢	(株)エコグリーンホールディングス	代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	中山 マヤ	(株)アートネイチャー 慶應義塾大学大学院経営管理研究科	社外取締役 非常勤講師	特別な関係はありません。
社外監査役	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所	弁護士	当社は同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。
社外監査役	森岡 宏之	森岡公認会計士事務所	代表	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石井 光暢	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な監督機能を果たすことを期待しており、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役 中山 マヤ	社外取締役就任後に開催された取締役会11回のうちすべてに出席いたしました。経営の専門家としての豊富な経験と高い見識により、業務執行者等の職務の執行を監督していただくことで、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役 片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 森岡 宏之	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべて、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

・処分対象

太陽有限責任監査法人

・処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社並びに当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び経営幹部の職務執行の適正性

「取締役会規程」及び執行機関である当社執行役員会（以下「執行役員会」という。）の「執行役員会規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備する。

・コンプライアンス

コンプライアンス関連規程及びコンプライアンス推進体制を整備し、教育・研修・ハンドブック等による行動倫理宣言・行動規範等の周知徹底を行い、取締役及び従業員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組む。

・内部通報制度

法令及び定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図る。その際、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを明示し、制度の有効性を確保する。

・反社会的勢力の排除

当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応する。

・内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して取締役及び従業員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図る。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・法令及び情報管理・文書管理等の関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会・取締役会・執行役員会等の議事録、稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を確保する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理する。
 - ・取締役会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図る。
 - ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用する。
 - ・内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図る。
 - ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに代表取締役社長及び監査役にその内容を報告し対策を講じることとする。
 - ・リスクマネジメント関連規程を整備し、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図る。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を整備し、それぞれの責任と権限の所在を明確に定める。
 - ・当社並びに当社子会社の年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックする。

- ・取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については執行役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとする。
 - ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図る。
- ⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社子会社の経営等に関する重要事項については、「グループ経営管理規程」を整備し、取締役会及び執行役員会において審議・決定することを通じて業務の適正を確保する。
- ⑦ 内部監査に係る体制
- ・内部監査室は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき従業員（以下「補助使用人」という。）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役に補助使用人を配置することとする。
 - ・補助使用人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定する。
 - ・補助使用人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
 - ・補助使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとする。
- ⑨ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとする。
 - ・取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底する。
 - ・監査役は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、執行状況を聴取し関係資料を閲覧することができる。

⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行う。
- ・監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとする。
- ・監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び経営幹部の職務執行の適正性

「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びに当社子会社の「取締役会規程」等に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証をしております。

- ・全役職員のコンプライアンス

代表取締役社長をコンプライアンス最高責任者、人事総務部長をコンプライアンス実施責任者、コンプライアンス最高責任者の下にコンプライアンス委員会を置いて、コンプライアンスの推進に努めております。また「グループコンプライアンス基本規程」を中心に、コンプライアンス推進に向け「よりそいブック」配布や行動規範の周知徹底等により、全役職員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組んでおります。

- ・内部通報制度

内部通報規程を定め、役職員が法令や定款・諸規程に違反する行為を発見した際の相談・通報窓口（「よりそいライン」「外部弁護士窓口」「人事総務部相談窓口」「監査役窓口」）を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図っております。このうち「よりそいライン」「外部弁護士窓口」は会社から独立した外部機関、顧問弁護士以外の弁護士に委託しております。相談・通報窓口の運用にあたっては、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取り扱いが行わない等、通報者保護を徹底し、内部通報制度の有効性を確保しております。

- ・反社会的勢力の排除

当社並びに当社子会社は、行動規範のほか「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない等を定め、全役職員この遵守を徹底しております。また、上記の内規で警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応することを明記しているとともに、すべての新規取引先は取引前に反社会的勢力との関係確認をする等の運用を実施しております。

- ・内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して全役職員が認識と知識を深め、モニタリングを行うことで改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図っております。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録・取締役会議事録・執行役員会等議事録・稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制をとっております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
- ・当社取締役会及び執行役員会、リスクマネジメント委員会等の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図っております。

- ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。
- ・内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図っております。
- ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに業務を管掌する執行役員又は代表取締役社長、監査役にその内容を報告し対策を講じることとしております。
- ・「リスクマネジメント基本規程」等において、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図っております。

⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要

- ・当事業年度において取締役会を15回開催し、経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定め運用されております。
- ・当社並びに当社子会社の経営戦略及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
- ・取締役会は、毎月1回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要議案については執行役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとしております。
- ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることができるよう運用しております。

⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営等に関する重要事項については、「グループ経営管理規程」を整備し、当社の取締役会及び執行役員会において、審議・決定することを通じて業務の適正の確保に努めております。子会社の役員については、当社の役職員が就任することにより、子会社の経営等に係る事項につき、迅速な情報把握ができる体制を整えております。内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

⑦ 内部監査に係る体制の運用状況の概要

- ・内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、業務フローにより適切な牽制が効いているかを監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査をしております。監査結果は代表取締役社長及び取締役会に報告され、被監査部門の責任者に改善事項の指摘を実施しております。

⑧ 監査役に係る体制の運用状況の概要

- ・当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施いたしました。取締役会及び執行役員会等の重要な会議への出席や保育施設の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。

- ・監査役の職務を補助すべき従業員（補助使用人）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役に補助使用人を配置しております。

ロ. 補助使用人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定しております。

ハ. 補助使用人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。

- 二. 補助使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。
- ・取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をすることとしております。
 - ロ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。
 - ハ. 常勤監査役は、取締役会及び執行役員会に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜出席しております。
- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行っております。
 - ロ. 監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとなっております。
 - ハ. 監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つと位置づけており、財務状況、収益状況及び将来の成長投資などを総合的に勘案し、継続的に配当を実施することを基本方針としています。内部留保につきましては、安定した事業運営に必要な水準を維持するとともに、成長投資の原資として有効に活用していく予定であります。自己株式の取得につきましては、資本水準の適正化など、機動的な資本政策及び株主還元策の手段として活用を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度においては収益状況及びフリーキャッシュフローの状況を踏まえ、前期と比べ5円増配の1株当たり年間40円の普通配当とすることを予定しております。なお、中間期において、中間配当金1株につき20円を実施いたしておりますので、当期の期末配当金につきましては20円となります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,309	1,997	4,811	△12	8,106
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	11	11			22
剰 余 金 の 配 当			△520		△520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			72		72
自 己 株 式 の 増 減			△12	12	—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	11	11	△460	12	△425
当連結会計年度末残高	1,321	2,009	4,350	△0	7,680

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係 属 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	8	8	8,115
当連結会計年度変動額			
新 株 の 発 行			22
剰 余 金 の 配 当			△520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			72
自 己 株 式 の 増 減			—
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	24	24	24
当連結会計年度変動額合計	24	24	△400
当連結会計年度末残高	33	33	7,714

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社グローバルキッズ、株式会社おはようキッズ、株式会社G K S、株式会社アソシエ・アカデミー、株式会社アソシエ・インターナショナル

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社

GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

主要な会社等の名称

GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 賞与引当金

当社グループは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

二. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、中小企業退職金共済制度に加入している連結子会社は、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度により支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、５年間で均等償却を行っております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 認可保育所等

児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。[子ども・子育て支援新制度]の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されることになりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

一方で、一部の収益については、自治体の補助金交付要綱に基づき、職員への人件費や、園の家賃の支払いを行うことで、徐々に履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

(2) 認可外保育施設

都道府県知事等の認可を受けていない保育施設であり、利用者からの保育料及び自治体からの運営費補助金の交付を受けて運営しております。

収益のうち、自治体への請求部分は、認可保育所等と同様の基準に従い、収益を認識しております。また利用者への請求部分は、利用者と直接保育委託契約を締結し、保育サービスを提供した時点で、履行義務が充足され、一時点で収益を認識しております。

(3) 学童・児童館

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした施設であります。自治体からの運営費の交付及び利用者から利用料を受けて運営しております。

収益の大部分は、利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。自治体との委託契約に基づき保育サービスを提供することで、一定の期間にわたって履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっています。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(施設固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損の兆候が識別され当連結会計年度に減損損失を計上した施設
減損損失 605百万円

(単位:百万円)

	認可保育所等	東京都認証 保育所	学童・児童館	合計
減損損失	605	—	—	605

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、「連結注記表 11.その他の注記 (1) 減損損失」に記載しております。(施設固定資産に係る減損損失は605百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは子育て支援事業を営むために、保育所等の資産を保有しております。

資金生成単位は、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各施設の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、施設を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合、施設の固定資産の市場価格が著しく下落した場合、閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された施設については、施設の主要な固定資産の耐用年数まで将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該施設の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが策定した経営計画を基礎として入所率等を主要な仮定に織り込んでおります。

割引前将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、市場環境の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りににおいて用いた仮定が、経営環境の著しい悪化や閉園の意思決定等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

また、減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を認識していない施設は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	認可保育所等計			東京都認証 保育所	学童クラ ブ・児童館	合計
	認可保育所 等（東京 都）	認可保育所 等（神奈川 県）	認可保育所 等（その 他）			
帳簿価額	425	40	—	—	—	465

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「連結注記表 8.収益認識に関する注記 (3)①契約資産の残高等」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,749百万円

(3) 当座貸越限度額の総額

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	2,780百万円
借入実行残高	550百万円
差引額	2,230百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,519,707株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	330百万円	35円	2024年 9月30日	2024年 12月20日
2025年4月30日 取締役会	普通株式	190百万円	20円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	190百万円	20円	2025年 9月30日	2025年 12月19日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。借入金は運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、変動金利を適用している借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金及び保証金	2,023百万円	1,813百万円	△209百万円
建設協力金	177	165	△12
資産計	2,200	1,978	△221
長期借入金	6,137	6,103	△34
負債計	6,137	6,103	△34

(注) 1. 現金及び預金、未収入金、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (2025年9月30日)
非上場株式	27百万円

(注) 3. 長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注) 4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
未収入金	3,209	—	—	—
敷金及び保証金	759	385	300	577
建設協力金	15	61	73	26
合計	3,984	447	374	604

(注) 5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	753	722	748	629	717	2,565
合計	753	722	748	629	717	2,565

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,813	—	1,813
建設協力金	—	165	—	165
資産計	—	1,978	—	1,978
長期借入金	—	6,103	—	6,103
負債計	—	6,103	—	6,103

（注）時価の算定に用いた、評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金・建設協力金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

7. 企業結合等関係

（取得による企業結合）

当社は2025年6月20日開催の取締役会において株式会社アソシエ・アカデミーの全株式を取得し、株式会社アソシエ・アカデミー及びその子会社（株式会社アソシエ・インターナショナル）を完全子会社化することを決議いたしました。2025年7月31日付で株式の取得が完了いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アソシエ・アカデミー

事業の内容 子育て支援事業

(2)企業結合を行った主な理由

当社グループは、2024年11月14日に公表した『「2030トリプルトラスト」実現に向けた経営戦略』において、保育事業領域での認可保育所の新規開設が厳しい状況下、M&Aによる規模拡大を重要な戦略の一つとして掲げております。当社が本案件を実行する主たる目的は、中長期的に堅調な運営が見込まれる東京都及び横浜市の認可保育所を中心とした保育事業の拡大、学童事業及び子育て支援事業の強化であります。

対象会社及び対象子会社は、保育所24施設、学童クラブ14施設、子育てひろば4施設、子育て支援業4施設、合計46施設を運営しており、東京都内とりわけ目黒区を中心に子育てを支援する多様な施設の運営実績を豊富に有し、高い保育品質、その保育品質を裏付けに長年に亘って築かれた利用者及び行政からの高い評価を確立しております。なお、対象会社及び対象子会社の運営施設46施設のうち45施設を東京都、1施設を横浜市で運営しております。

今回、対象会社及び対象子会社を当社グループに迎え入れることにより、本社業務の生産性向上、職員配置における柔軟性の向上、グループ各社での取組みのグループ内展開及びICT戦略の投資効果改善などのシナジー効果を見込んでおります。

(3)企業結合日

株式取得日 2025年7月31日

みなし取得日 2025年9月30日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5)結合後企業の名称

変更ありません。

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2.連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年9月30日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3.取得原価の算定等に関する事項

取得の対価 現金 3,200百万円

取得原価 3,200百万円

4.主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 17百万円

5.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

1,968百万円

(2)発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その超過分をのれんとして計上しております。

(3)償却の方法及び期間

20年にわたる均等償却

6. 取得原価の分配に関する事項

(1)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,812百万円

固定資産 3,487百万円

資産合計 5,300百万円

流動負債 1,267百万円

固定負債 1,483百万円

負債合計 2,751百万円

(2)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結計算書類の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

子育て支援事業			
	一時点で認識する 収益 (百万円)	一定期間にわたって 認識する収益 (百万円)	合計 (百万円)
認可保育所等	22,817	3,156	25,974
認可外保育施設	117	33	150
学童・児童館	54	715	769
その他	102	－	102
顧客との契約から生じる 収益	23,091	3,905	26,997
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	23,091	3,905	26,997

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

	当連結会計年度 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,521
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,177
契約負債（期首残高）	159
契約負債（期末残高）	239

② 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 811円84銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 7円65銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(小規模保育施設の譲渡)

2025年10月16日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社グローバルキッズが運営する小規模保育事業 1 施設を社会福祉法人すくすくどろんこの会へ譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 譲渡先企業の名称

社会福祉法人すくすくどろんこの会

(2) 譲渡する事業の内容

横浜市小規模保育事業 1 施設

(3) 譲渡予定日

2026年4月1日

(4) 譲渡価額

24,000,000円 (税抜)

11. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
施設 (17施設)	建物及び構築物 有形固定資産「その他」	神奈川県横浜市 他	605

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物及び構築物574百万円、有形固定資産「その他」30百万円）として特別損失に計上しております。

(2) 閉園に伴う損失

保育施設の閉園により原状回復費用など33百万円が発生したため、閉園に伴う損失を計上いたしました。

(3) 事業譲渡関連費用

事業譲渡の対象施設に所属している従業員への割増退職金3百万円などの費用を事業譲渡関連費用として計上いたしました。

12. 追加情報

(事業譲渡)

(認可保育所の譲渡)

2025年7月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社グローバルキッズが運営する認可保育所2施設を社会福祉法人すくすくどろんこの会へ譲渡することを決議し、事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 譲渡先企業の名称

社会福祉法人すくすくどろんこの会

(2) 譲渡する事業の内容

船橋市認可保育所1施設及び千葉県認可保育所1施設

(3) 譲渡予定日

2026年4月1日

(4) 譲渡価額

無償

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計合	
		資本準備金	資本剰余金計合	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金計合			
当 期 首 残 高	1,309	2,578	2,578	1,448	1,448	△12	5,323	5,323
当 期 変 動 額								
新株の発行	11	11	11				22	22
剰余金の配当				△520	△520		△520	△520
当期純利益				518	518		518	518
自己株式の増減				△12	△12	12	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	11	11	11	△14	△14	12	20	20
当 期 末 残 高	1,321	2,589	2,589	1,433	1,433	△0	5,343	5,343

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
・ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、連結子会社への経営指導等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）当座貸越限度額の総額

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	2,780百万円
借入実行残高	550百万円
差引額	2,230百万円

（2）関係会社に対する金銭債権債務

子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

短期金銭債権	1,243百万円
長期金銭債権	5,755百万円
短期金銭債務	3百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	864百万円
営業費用	31百万円
営業取引以外による取引高	
受取利息及び配当金	280百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	17,713株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1百万円
賞与引当金	2百万円
未払事業税	5百万円
投資有価証券評価損	18百万円
関係会社株式評価損	8百万円
その他	6百万円
繰延税金資産合計	42百万円
繰延税金負債合計	1百万円
繰延税金資産（負債）の純額	42百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 グ ロー バ ル キ ッ ズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	3,806
				業務の受託 (注) 2	735	未収入金	633
				利息の受取 (注) 1	15	未払金	—
子 会 社	株 式 会 社 おはようキッズ	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	—	関係会社 長期貸付金	700
				業務の受託 (注) 2	53	未収入金	48
				利息の受取 (注) 1	3	未払金	—
子 会 社	株 式 会 社 G K S	所有 直接 100.0%	資金の貸付 業務の委託 役員の兼任	業務の委託 (注) 2	31	関係会社 長期貸付金	420
				業務の受託 (注) 2	74	未収入金	11
				利息の受取 (注) 1	1	未払金	3
子 会 社	株 式 会 社 ア ソ シ エ ・ ア カ デ ミ ー	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	699
子 会 社	株 式 会 社 ア ソ シ エ ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	所有 間接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	128
				—	—	関係会社 短期貸付金	550

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付、利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 業務内容を勘案し当事者の契約により決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 562円34銭
(2) 1株当たりの当期純利益 54円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。